

条例の一部改正に関する資料

令和6年12月11日提出

大 崎 市

目 次

議案第 103号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………	1
議案第 104号	大崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	4
議案第 105号	大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び大崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	4
議案第 106号	大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例…	7

●議案第103号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（新旧対照表）

○大崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

改正案	現行
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差</p>	<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差</p>

<p>止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 6～9 略</p>	<p>止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 6～9 略</p>
----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

○大崎市礼遇者条例の一部改正(第2条関係)

改正案	現行
<p>(礼遇の喪失) 第4条 礼遇者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき、又は礼遇者としてふさわしくない行為のあったときは、礼遇の権利を喪失する。</p>	<p>(礼遇の喪失) 第4条 礼遇者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき、又は礼遇者としてふさわしくない行為のあったときは、礼遇の権利を喪失する。</p>

○大崎市情報公開条例の一部改正(第3条関係)

改正案	現行
<p>第39条 第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第39条 第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

○大崎市行政不服審査会条例の一部改正(第4条関係)

改正案	現行
<p>(罰則) 第11条 第2条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第11条 第2条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

○大崎市個人情報保護法施行条例の一部改正(第5条関係)

改正案	現行
<p>附 則 (経過措置) 第3条 略 2・3 略 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた生存する個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下</p>	<p>附 則 (経過措置) 第3条 略 2・3 略 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた生存する個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下</p>

<p>の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する生存する個人の保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する生存する個人の保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○大崎市個人情報保護審査会条例の一部改正(第6条関係)

改正案	現行
<p>(罰則) 第17条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 6 第3項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第17条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 6 第3項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

○大崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正(第7条関係)

改正案	現行
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第11項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第11項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下</p>

の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

●議案第104号 大崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案				現行			
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)			
機関	事務			機関	事務		
略	略			略	略		
17 教育委員会	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの			17 教育委員会	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの		
18 教育委員会	大崎市特別支援教育就学奨励費事業に関する事務であって規則で定めるもの						
別表第3 (第5条関係)				別表第3 (第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略	略	略	略	略	略	略	略
4 教育委員会	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報	4 教育委員会	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報
5 教育委員会	大崎市特別支援教育就学奨励費事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報				

●議案第105号 大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び大崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（第1条関係）

改正案	現行
(基本方針)	(基本方針)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。	3 指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

<p>以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4～7 略</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4～7 略</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2))に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○大崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正(第2条関係)

改正案	現行
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号イ)に規定する地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、_____次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号ロ(2))に規定する地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の_____員数は、<u>原則として</u>次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。

- 3 運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに第1項各号に掲げる常勤の職員及びその員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、第1項各号に掲げる者のうちから2人とする。
- 4 次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は

_____, 次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満である場合
- (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

●議案第106号 大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条-第7条)</u></p> <p>第2章 <u>抑制区域(第8条)</u></p> <p>第3章 <u>届出等(第9条・第10条)</u></p> <p>第4章 <u>地熱発電事業(第11条-第13条)</u></p> <p>第5章 <u>特定事業</u></p> <p> 第1節 <u>廃棄等費用の確保及び管理(第14条-16条)</u></p> <p> 第2節 <u>損害賠償責任保険等への加入(第17条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第18条-第24条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大崎市の豊かな自然環境や田園環境、美しい景観及び安全・安心な生活環境(以下「自然環境等」という。)の保全並びに観光産業を支える地熱資源の保護を基本として、再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくり並びに地熱資源の将来にわたる持続可能な活用による産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 発電設備 _____ 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。</p> <p>(3) 事業 発電設備 _____ を設置する事業(当該事業のために行われる調査及び土地の造成工事(立木の伐採、切土、盛土等を含む。)を含む。)をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 事業区域 事業を行う一団の土地(発電設備 _____ に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。)の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大崎市の豊かな自然環境や田園環境、美しい景観及び安全・安心な生活環境(以下「自然環境等」という。)の保全と _____ 再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくり _____ に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。</p> <p>(3) 事業 再生可能エネルギー発電設備を _____ 設置する事業(当該事業のために行われる _____ 土地の造成工事(立木の伐採、切土、盛土等を含む。)を含む。)をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 事業区域 事業を行う一団の土地(再生可能エネルギー発電設備 _____ に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。)の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。</p>

(6)～(9) 略

(10) 特定事業 発電出力が50キロワット以上の事業(建築物の屋根、壁面又は屋上に設置する太陽光発電事業を除く。)をいう。

(事業者の責務)

第5条 略

- 2 事業者は、発電設備及び事業区域の適正な管理をしなければならない。
- 3 事業者は、事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を廃止しようとするときは、速やかに、発電設備を撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を適正に回復しなければならない。
- 4 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用に充てる資金を確保しなければならない。
 - (1) 発電設備の維持管理に要する費用
 - (2) 発電設備の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に要する費用(以下「廃棄等費用」という。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の廃止に要する費用

(適用を受ける事業)

第7条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の事業に適用する。ただし _____、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の屋根、壁面又は屋上に発電設備を設置する太陽光発電事業
 - (2) 個人が自己の居住する土地及び隣接する土地に発電設備を設置する事業であって発電出力50キロワット未満のもの(次条第1項に規定する抑制区域において実施される事業を除く。)
 - (3) 既存の温泉を採取している井戸(以下「既存井」という。)を利用した地熱発電事業であって事業実施前後において当該温泉の湧出量に変化を生じないもの
- 2 この条例の規定は、既に設置された発電設備を増設することにより、前項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

第2章 抑制区域

第8条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し事業の抑制を求

(6)～(9) 略

(事業者の責務)

第5条 略

- 2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理をしなければならない。
- 3 事業者は、事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を廃止しようとするときは、速やかに、再生可能エネルギー発電設備を撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない。

(適用を受ける事業)

第7条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の事業に適用する。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の屋根 _____ 又は屋上に _____ 設置する事業
 - (2) 個人が自己の居住する土地及び隣接する土地に設置する _____ 発電出力50キロワット未満の事業(次条第1項に規定する抑制区域 _____ を除く。)
- 2 この条例の規定は、既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

(抑制区域)

第8条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し事業の抑制を求

めることができる区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。

(1) 土砂災害又は発電設備
_____の設置に伴う災害が発生するおそれがある区域

(2)～(5) 略

2 略

3 市長は、前2項の規定により抑制区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、大崎市環境基本条例(平成18年大崎市条例第188号)第25条に規定する大崎市環境審議会(第23条において「大崎市環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

第3章 届出等

(届出)

第9条 事業者(地熱発電事業に係るものを除く。以下この章において同じ。)は、第7条に規定する事業を実施しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を市長に届け出なければならない。

2・3 略

4 事業者は、事業譲渡、相続、合併又は分割によりその地位を継承したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(事前協議等)

第10条 略

2 略

3 事業者は、実施しようとする事業が特定事業に該当しない場合は

_____, 対象住民等への戸別訪問その他適当な方法をもって対象住民等に事業計画を周知することにより、前項の説明会に代えることができる。

4 前2項の規定は、前条第2項の規定による事業計画の変更の届出及び前条第4項の規定による地位の承継の届出について準用する。ただし、当該事業計画の変更が規則で定める軽微なものについては、第2項の規定による説明会の開催(前項に規定する場合にあっては、事業計画の周知)を省略することができる。

5～7 略

第4章 地熱発電事業

(モニタリングの実施)

第11条 地熱発電事業を実施しようとする事業者は、事業区域の周辺で湧出している源泉の所有者の意向を確認し、必要に応じて

めることができる区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。

(1) 土砂災害又は再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う災害が発生するおそれがある区域

(2)～(5) 略

2 略

3 市長は、前2項の規定により抑制区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、大崎市環境基本条例(平成18年大崎市条例第188号)第25条に規定する大崎市環境審議会(第14条において「大崎市環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(届出)

第9条 事業者
_____は、第7条に規定する事業を実施しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を市長に届け出なければならない。

2・3 略

(事前協議等)

第10条 略

2 略

3 事業者は、設置しようとする再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が50キロワットに満たない場合には、対象住民等への戸別訪問その他適当な方法をもって対象住民等に事業計画を周知することにより、前項の説明会に代えることができる。

4 前2項の規定は、前条第2項の規定による事業計画の変更の届出
_____について準用する。ただし、当該事業計画の変更が規則で定める軽微なものについては、第2項の規定による説明会の開催(前項に規定する場合にあっては、事業計画の周知)を省略することができる。

5～7 略

既存源泉等の状況を確認するためのモニタリングの実施に努めなければならない。

- 2 地熱発電事業を実施しようとする事業者は、温泉の湧出量の減少等周辺環境の変化が認められた場合には、影響調査を実施し、事業が原因であった場合には、必要な措置を講じなければならない。

(地熱発電事業の届出)

第12条 地熱発電事業を実施しようとする事業者は、次に掲げる行為を行う前に、あらかじめ規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

(1) 地熱資源賦存状況調査(既存資料調査及び既存井の調査を除く。)を行うとき。

(2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項又は第11条第1項の許可に基づく掘削等を行うとき。

(3) 発電設備の設置工事を行うとき。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、前項の地熱発電事業について準用する。

(事前協議等の準用)

第13条 第10条各項の規定は、前条第1項各号に掲げる行為を実施しようとする場合について準用する。

第5章 特定事業

第1節 廃棄等費用の確保及び管理

(保証金の預入及び質権設定等)

第14条 事業者は、特定事業を行うときは、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、廃棄等費用の積立計画に基づき当該特定事業に係る現金(以下「保証金」という。)を金融機関に預入しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第15条の12第2項の規定による積立てを行う場合

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定により認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づき実施される特定事業である場合

(3) その他市長が認める事由がある場合

- 2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 特定事業に係る資本費(発電設備の設置に係る工事費の総額をいう。)の100分の5に相当する額

(2) 事業に係る廃棄等費用の見積額

- 3 事業者は、第1項の規定により保証金を預

入したときは、当該保証金に係る預金債権について市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。この場合において、市長は、当該質権設定契約をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

- 4 前3項の規定は、第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更により該当することとなる事業者及び同条第4項(第12条第2項において準用する場合を含む。)に規定する事業者の地位を継承した者について準用する。
- 5 第1項から第3項までの規定は、既に特定事業を実施している事業者が、新たに第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

(保証金の使途)

第15条 市長は、事業者が第22条の命令を受けたにもかかわらず、当該勧告に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は自然環境等の保全に著しい支障が生じると認める場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により市が講じた措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに当該保証金を充てることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。
- 3 前項の規定により事業者に負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第16条 市長は、次に掲げる場合は、第14条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更により当該事業が特定事業に該当しないこととなったとき。ただし、市長が災害発生の防止に必要な措置等が十分にとられていると認めるときに限る。
- (2) 第9条第4項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による地位の継承があった場合において、同条の規定により事業者の地位を継承した者と新たに

第14条第4項の規定により準用する同条第3項の規定により質権設定契約を締結したとき。

(3) 当該事業の発電設備の廃止に係る解体等を完了したとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。

(1) 発電設備の解体等に伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき。

(2) 第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が減少するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

3 前項の申入れがあった場合において、市長は、保証金を減額しても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときは、保証金を減額することができる。

4 市長は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第14条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとする。

第2節 損害賠償責任保険等への加入

第17条 事業者は、特定事業の実施に当たっては、特定事業の発電設備の設置に着手する日から特定事業の発電設備を廃止する日までの間、当該特定事業の実施に起因して生じた他人の生命若しくは身体又は財産に係る損害を補填する保険及び自然災害や地震等の発生により事業に係る修繕、撤去、廃棄の費用を補償するための火災保険、地震保険等(以下「損害賠償責任保険等」という。)に加入しなければならない。ただし、設置工事に係る期間中の損害賠償責任保険等への加入に当たっては、当該設置工事を請け負う者が、損害賠償責任保険等への加入をすることで足りるものとする。

2 前項の規定は、第9条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の変更により該当することとなる事業者及び同条第4項(第12条第2項において準用する場合を含む。)に規定する事業者の地位を継承した者に準用する。

第6章 雑則

(事業の確認)

第18条 市長は、第9条第1項から第3項まで及

(事業の確認)

第11条 市長は、第9条

び第12条の規定による届出があったときは、速やかに、現地を確認するものとする。

(事故発生時の措置等)

第19条 事業者は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(1) 発電設備若しくは発電に用いる再生可能エネルギー源に起因する事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

(2) 発電設備若しくは発電に用いる再生可能エネルギー源に起因する公害の原因となる物質が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

2 前項の報告を行った発電事業者は、事故等の拡大及び再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。

(報告及び立入調査)

第20条 略

(助言、指導又は勧告)

第21条 略

2 市長は、正当な理由なく、前項の助言又は指導に従わない場合であって、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 略

(2) 第9条第1項から第3項まで及び第12条の規定による届出をする前に事業に着手したとき。

(3) 第10条第1項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による事前の協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。

(4) 第10条第2項(同条第4項及び第13条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催

_____又は同条第3項(同条第4項及び第13条において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の周知 _____をしなかったとき。

(5) 第10条第6項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による意見の申出をした対象住民等との協議をしなかったとき。

(6) 第19条第1項の規定による必要な措置若しくは報告又は同条第2項の規定による

_____規定による届出があったときは、速やかに、現地を確認するものとする。

(報告及び立入調査)

第12条 略

(助言、指導又は勧告)

第13条 略

2 市長は、正当な理由なく、前項の助言又は指導に従わない場合であって、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 略

(2) 第9条 _____の規定による届出をする前に事業に着手したとき。

(3) 第10条第1項 _____の規定による事前の協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。

(4) 第10条第2項 _____の規定による説明会の開催(同条第4項において準用する場合を含む。)又は同条第3項 _____

_____の規定による事業計画の周知(同条第4項において準用する場合を含む。)をしなかったとき。

(5) 第10条第6項 _____の規定による意見の申出をした対象住民等との協議をしなかったとき。

報告をしなかったとき。

(7)～(9) 略

(命令)

第22条 市長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第23条 市長は、前条_____の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該命令に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。

2・3 略

(委任)

第24条 略

(6)～(8) 略

(公表)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2・3 略

(委任)

第15条 略